

【毒物劇物販売業】登録申請に関する手続き（那覇市保健所）

令和7年2月

●毒物劇物を販売し、又は授与する業務を行う者は、営業所ごとに店舗の所在地の都道府県知事（保健所設置市の場合は市長）に販売業の登録申請を行わなければなりません。

●開設者の変更、店舗の移転（同一敷地内、同一ビル内の移転も含む）及び全面改築の場合も新規登録の手続きが必要になります。

●登録には審査及び検査日数を要しますので、事前に保健所へご相談下さい。

【根拠法令】

毒物及び劇物取締法第4条第2項、同法施行規則第2条第2項

【許可までの流れ】

申請書提出 → （検査の日程調整 → 検査） → 登録 → 登録証の受取 → 開設

※伝票販売の場合は、カッコ内は省略

【提出書類等】（各1部提出。）

用意部数：1部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可）

1. 毒物劇物販売業登録申請書（別記第2号様式）
2. 店舗見取り図（場所を表す地図）
3. 店舗平面図（毒物劇物保管場所を明示）及び毒物劇物貯蔵設備の概要
4. 毒物劇物取扱責任者設置届（別記第8号様式）
5. 取扱責任者の診断書（診断日より3カ月以内のもの）
6. 取扱責任者の雇用契約書の写し（原本持参）又は使用関係証明書
7. 毒物劇物取扱責任者（薬剤師・応用化学学課修了者・試験合格者）の資格を証明する書類
例：薬剤師免許証の写し（原本持参）、取扱者試験合格証の写し（原本持参）、卒業証明書等
8. （法人の場合）登記簿謄本（発行日より6カ月以内のもの）
9. 宣誓書（第5条関係及び第8条関係に該当しないことを証明するもの）
※第5条関係：開設者 第8条関係：取扱責任者
10. 申請手数料 15,000円（現金）

※伝票販売の場合は、2～7、9（第8条関係）は不要です。

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝日はお休みです。